

新型コロナウイルス関連情報
(帰国者は検査証明書が必須となります)

3月5日(金)付で日本国外務省より案内のありました「広域情報:新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置(9)」(詳細は以下の海外安全ホームページをご参照ください。)に関して、「検査証明不所持者については、検疫法に基づき上陸等できないこととし、これにより、不所持者の航空機への搭乗を拒否するよう、航空会社に要請する」との措置について、2021年3月19日(金)以降に日本へ入国される日本人を含む全ての方に対して実施される旨、厚生労働省ホームページにて案内がなされておりますので、お知らせいたします。

2021年3月19日(金)以降に日本へ入国するフライトに搭乗予定の方は、検査証明書を有していない場合、航空機への搭乗を拒否されますので、日本において提出の求められる、要件を満たした検査証明書を必ずご用意いただくようご注意ください。

また、日本において提出の求められる検査証明書について、認められる検査方法が追加されました。検査証明書に記載が求められる内容等詳細につきましては、以下の厚生労働省ホームページにて案内がされておりますので、ご確認ください。

海外安全ホームページ: 広域情報(新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置(9))

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C040.html

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html